

5 粕介高第 323 号
令和 5 年 6 月 29 日

指定介護サービス事業所 御中

粕屋町長 箱田 彰
(公 印 省 略)

令和 4 年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算及び
介護職員等ベースアップ等支援加算の実績報告書の提出について（通知）

日頃より粕屋町の介護福祉行政にご理解、ご協力賜りまして誠にありがとうございます。
ございます。

さて、標記の件につきまして、加算を算定した介護サービス事業所等は、各
事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、介護
職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等
支援加算の実績報告書を指定権者に提出することとなっています。（※粕屋町は、
糟屋郡内 6 町が加盟する広域連合に加盟しておらず、単独保険者となっておりますので、
広域連合とは別で粕屋町にも提出が必要です。）

つきましては、加算を算定された事業所は下記のとおり実績報告書を提出さ
れますようお願いいたします。

1 提出期限

令和 5 年 7 月 31 日（月）（必着）

2 実績報告に必要な書類

ア 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベ
ースアップ等支援加算実績報告書

※別紙様式 3-1~2（ベースアップ等支援加算を取得した場合は、別
紙様式 3-3）

※様式が変更されていますので、ご注意ください。

※色付きのセルを入力してください。（色がついていない白色のセルは、
計算式が入っているため直接入力できません。）

イ 事業所別介護職員処遇改善加算等総額一覧表（粕屋町が送ったものを
返送）

3 提出先・問い合わせ先

〒811-2392 粕屋町駕与丁 1 丁目 1 番 1 号

粕屋町役場 介護福祉課 高齢者支援係

mail : sougoujigyoun-shitei@town.kasuya.fukuoka.jp

電話番号 : 092-938-0229 FAX 番号 : 092-938-9522

※郵送の場合は、簡易書留などの配達記録が残る方法で、封筒の表に「令和 4 年度処遇改善加算等実績報告書在中」と朱書きしてください。

※メールの場合は、件名に「令和 4 年度処遇改善加算等実績報告書提出」と入力してください。

4 ホームページ掲載場所

粕屋町ホームページ→健康・福祉→福祉→高齢者支援→介護予防・日常生活支援総合事業者の届出など（ページ下部「令和 4 年度介護職員処遇改善加算等実績報告書の提出について」）

5 留意事項

- (1) 実績報告で、仮に賃金改善額が加算による収入を下回っている場合は、一時金や賞与（ただし、ベースアップ等支援加算の場合は、加算額の 2/3 以上は「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当）」として支給し、加算による収入は必ず全額を賃金改善に充ててください。

加算の算定要件は、「賃金改善額が加算による収入額を上回ること」ですので、悪質な事例については全額返還となる場合があります。

- (2) 介護分野の文書に係る負担軽減のため、賃金台帳等の添付書類は求めないことになりました。

ただし、実績報告書の内容を確認する書類は、介護サービス事業所等において適切に保管し、粕屋町からの求めがあった場合には、速やかに提出できるよう各自管理をお願いします。

- (3) (別紙様式 3-2~3) に関して、指定権者欄に必ず「粕屋町」との記載があるものを提出するようお願いします。

問い合わせ先

福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 1 番 1 号

粕屋町役場 介護福祉課 高齢者支援係 井上・石川

FAX 092-938-9522

TEL 092-938-0229